

# 契約書

支出負担行為担当官 奈良地方法務局長 鈴木通広（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり両開き書庫ほか事務用家具等供給に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、両開き書庫ほか事務用家具等供給契約一式を請け負い、甲は乙にその代価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金△、△△△、△△△円（うち消費税及び地方消費税額金□□□、□□□円）とする。

（履行期間）

第3条 履行期限は、平成31年1月31日（木）までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、本契約に関する保証金を免除する。

（検査）

第5条 甲は、乙から作業終了の報告を受けたときは、速やかに乙の立会いの上、検査を行うものとする。

2 乙は、検査に合格しなかった場合、遅滞なくこれを是正改善する措置を講じなければならない。

（諸経費の負担）

第6条 請負作業に必要な工具、車両、燃料、測定器、材料、部材、機器、養生材及び消耗品等、その他の諸経費は、乙の負担とする。

（代金の請求・支払）

第7条 乙は、第5条の規定による検査に合格したときは、所定の手続により請負代金の支払を請求をするものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙の指定する銀行口座に振込みにて支払うこととする。

3 甲が前項の約定期間内に請求代金を支払わなかった場合は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）において定められた率の割合による遅延利息を速やかに乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において乙が損害を被ることがあっても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 天災、その他乙の責めに帰すことのできない事由により、乙が解約を申し出て甲が承知した場合
- (2) 乙が本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと認められる場合
- (4) 乙が破産の宣告を受けた場合又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 本契約の履行に当たり乙又は乙の使用者に不正の行為があった場合

(違約金)

第9条 甲は、前条第1号に定める理由により本契約を解除する場合は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

2 甲は、前条第2号から第5号までに掲げる理由により本契約を解除する場合は、第2条に定める契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として請求できるものとする。

3 前項の違約金は民法第420条第3項に規定する賠償額の予定とはせず、前条第2号から第5号までに該当する場合、違約金とは別に損害賠償の請求をすることができるものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、本契約の履行に当たり自らの責に帰すべき事由により、甲又は第三者に対し損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとする。

(危険負担)

第11条 乙は、当事者双方の責に帰することができない事由により債務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を有しない。

(継続できない事由の報告)

第12条 乙は、本契約の継続ができない事由が生じた場合には、甲に対して遅滞なくその事由を申し出なければならない。

(委任又は下請負)

第13条 乙は、本契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(債権譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定す

る金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 第1項の甲の承諾に基づいて、乙が第三者と合併し、又はその事業の全部、若しくはこの契約に係る部分の第三者に譲渡する場合は、この契約を後継者に承継させた上、後継者の義務履行を相手方に保証するものとする。

（守秘義務）

第15条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施に当たり、知り得た相手方の機密事項を一切他に漏洩してはならない。

（定めのない事項）

第16条 本契約に定めのない事項については、法令に従うほか、甲乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

2 前項の規定は本契約に紛争が生じた場合にこれを準用する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第

8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第9条第3項に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（暴力団排除に係る属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(暴力団排除に係る行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第21条 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは

要しない。

2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月 日

甲 奈良県奈良市高畑町552番地  
支出負担行為担当官  
奈良地方法務局長 鈴木 通 広

乙 住所  
株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 〇